

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2020年5月25日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2020年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。

WTO の紛争解決手続 (DS) は、措置のは正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、DS による勧告の履行率は高く、WTO ルールの実効性の維持に貢献している。1995 年の WTO 発足以来、DS が活用された案件は 595 件に上る。(2020 年 5 月 25 日現在)

我が国は、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、先進国と発展途上国の対立の先鋭化など通商をめぐる環境が劇的に変化し、マルチのルール構築がますます難しくなっている中で、一つの方策として、先例の蓄積によってルールを発展させることを目指し、我が国が当事国として協議を要請した 27 件含め、DS を積極的に活用してきた。昨年末以降、上級委員会が機能を停止している状況に鑑み、恒久的な WTO 紛争解決制度の改革に向け、加盟国間の議論を推進していく。また、個別案件については、引き続き二国間・多国間協議・DS 等を活用しながら積極的に解決を図る方針である。

同報告書は、近年、一部の新興国による市場歪曲的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないと懸念が広がりつつあること、また、一部先進国において、「結果志向」への振り戻しが生じて警鐘を鳴らしている。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、ルールベースの国際秩序の必要性をより増大させた。経済産業省は、これまで以上に、WTO や日米 EU 三極貿易大臣会合などを通じ、公平な競争条件 (level playing field) 確保に向けたルール形成等の取組を進めることで、「自由で、公平で、透明で、予見可能性のある安定的な貿易投資環境」を維持する。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界全体で保護主義的・自国優先的傾向が蔓延・固定化することを懸念。更なる世界経済への悪影響を及ぼさないように、新型コロナウイルスに対処するための緊急措置は、必要と認められる場合には、的を絞り、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的なものでなければならず、貿易に対する不必要的障壁又はグローバル・サプライチェーンへの混乱を生じさせず、また、世界貿易機関 (WTO) のルールと整合的でなければならない点を、国際場裡で発信し続けていく。また、WTO や G20 よる継続的な監視・フォローアップを行うとともに、WTO 改革を通じた WTO の機能強化を図っていく。

以上から、2020年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に以下の案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

(1) WTO 紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手續を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組）※
- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）【パネル】
- インド：ICT 製品に対する関税措置【パネル】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

※ 本件は、国土交通省が取組を進めているものであり、経済産業省は、法的観点から助言を提供。

(2) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議や WTO 通常委員会等を通じて問題解決を図りつつ、WTO 紛争解決手続の活用の可能性を検討していく。

- 中国：アルミ補助金
- 中国：サイバーセキュリティ法
- 中国：AD 措置の不適切な運用
- 米国：1962 年通商拡大法 232 条に基づく輸入制限措置
- 米国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日 AD 措置

(3) WTO 勧告の早期履行等を求めていくもの

下記案件については、我が国等が WTO 紛争解決手続に付託した結果、措置の WTO 協定整合性の確保を求める WTO 勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行や WTO 勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 韓国：空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの

下記案件については、未だ制度の詳細が明らかでなかったり、我が国による働きかけ等を通じて措置国において一定の対応がとられているものの、制度設計や当該対応の実施状況如何によっては、貿易・投資に大きな影響が生じうることから、引き続きその運用について特に注視していく。

また、新型コロナウイルス感染症に関する数量制限や政府調達等の各国措置についても、WTO 協定と整合性のない措置が取られることがないよう、また必要以上に措置が継続しないよう注視していく。

- 中国：外商投資法
- 中国：輸出管理法案
- ベトナム：輸入自動車認証制度
- インド：シングルモード光ファイバーに対するセーフガード措置【新規】

(参考1) 2020年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

● 韓国：自国造船業に対する支援措置

韓国は、2015年10月以降、自国造船業への公的助成として、(i)公的金融機関による国内造船所（大宇造船海洋）への金融支援、(ii)造船所の受注支援のための前受金返還保証の発給、(iii)船舶新造支援プログラム（官民ファンド）等による海運会社に対する新造船購入支援、(iv)エコシップへの代替建造補助（新造船価の一部を補助）等の措置を講じている。これらの公的助成措置の結果、韓国企業による低船価受注が繰り返され、国際市場における船価が大幅に下落し、また、市場船価の下落に伴う失注・競合断念により、我が国のシェアが大幅に下落しており、これらの措置は、WTO補助金協定5条等に違反する可能性がある。これらの公的助成措置は、市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害する恐れがある。また、一部の措置は同協定に規定する輸出補助金等に該当し、同協定3条等に違反する可能性がある。

我が国は、韓国に対して、OECD造船部会等の機会を通じて、累次にわたり問題を指摘し、また、2018年10月には国土交通省海事局と韓国産業通商資源部との局長級協議を実施し、措置の早期撤廃を要求したが、撤廃に至らなかった。これを受け、2018年11月に、WTO協定に基づく二国間協議を要請し、同年12月に第一回二国間協議を行った。その後、2020年1月に再度の協議を要請し、同年3月に第二回二国間協議を行った。

我が国としては、引き続き、韓国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）

韓国政府は、2016年6月、日本製ステンレススチール棒鋼を対象としたサンセット・レビューを開始し、2017年6月、韓国政府は、3年間の課税延長を決定した。

AD協定第11.3条は、AD課税はその賦課の日又は最新の見直しの日から5年以内に撤廃することを原則とし、例外的にAD措置の継続が許容されるためには、AD税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性が必要であることを規定する。本件では、日本からの輸入品は特殊用途向け製品が多く、他方で、同じく調査対象国であるインドからの輸入品や韓国の国内产品は汎用向け製品が多いと想定され、AD課税されていない中国、台湾などの国からのステンレス棒鋼の輸入量も大きく増加している中で、日本製品に対するAD措置を継続しなければ損害が存続又は再発する可能性が高いとは言えないことから、韓国の本件延長措置は、AD協定11.3条に違反する可能性が高い。

我が国は、対話による解決を目指し、WTO・AD委員会において複数回にわたり国際ルール上の懸念点について指摘を行い、措置の長期化に深い懸念を表明するとともに、2018年5月には、経済産業大臣から韓国産業通商資源部長官に対し課税の撤廃を要請した。しか

し、韓国政府はその後も本件課税を撤廃せず、その後も改善が見られないことから、我が国は、2018年6月、WTO協定に基づく二国間協議を要請し、協議結果を踏まえ、同年9月にパネル設置を要請した（翌月パネル設置、2019年1月パネル構成）。

現在パネル審理が進行しております、我が国としては、引き続き、パネル手続の中で、本件措置の撤廃を求めていく。

● インド：ICT製品に対する関税措置

インド政府は2014年7月、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品（HS8517.62.90及び8517.69.90の通信機器）について、行政通達により10%の関税引き上げ措置を導入した。その後、2017年7月、インクカートリッジや携帯電話等（8517.1210及び8517.1290¹の携帯電話、8517.6100の基地局、8517.7090の電話機・通信機器の部分品）について、関税率を10%に引き上げた。さらに、同年12月、携帯電話の関税率を10%から15%に引き上げる通達を公布した。これらに加え、2018年2月、携帯電話の関税率を15%から20%に更に関税を引き上げ、2020年2月、WTO協定に基づく二国間協議中にも関らず一部の通信機器について10%から20%に引き上げた。

例えば、携帯電話や電話機・通信機器の部分品、基地局については、インドは自国の譲許表においてHSコード6桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げていることから、明らかにGATT第2条に違反している。

我が国は、WTO市場アクセス委員会、ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）委員会、物品理事会、在インド日本大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請しているが、インド政府は「ITA合意時には存在しなかった製品であり、ITAで約束した関税撤廃対象ではない」旨の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られなかった。

我が国は、2019年5月、インドに対しWTO協定に基づく協議を要請し措置の撤廃を求めたが、協議においては解決に至らなかったため、2020年3月パネルでの審理を要請した。今後はパネル手続の中で、本件措置の撤廃を求めていく。

● インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するSG調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6ヶ月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT第19条1項(a)に規定する「この協定(注:GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。

さらに、WTO協定上のSG発動要件として上記の「この協定(注:GATT)に基づいて負う義務の効果」に加えて、輸入増加は「事情の予見されなかつた発展の結果」である必要があるが、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実を

¹ 2020年1月、インド国内における関税率表の修正に伴いHSコードに変更があり、HS8517.1211、8517.1219及び8517.1290の関税分類となっている。

GATT第19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかつた発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であつて輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかつた発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT第19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続きにおいても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

2018年11月、パネル報告書が発出された。協議期間中に当該SG措置は失効したものとの、パネル報告書では我が国の主張はほぼ認められ、インドのSG措置はWTO協定に不整合であり、効果が残存する限りにおいて当該措置を是正するようインドに勧告した。2018年12月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

● 中国：アルミ補助金

中国政府による非鉄金属産業五ヵ年開発特別計画等の各種産業政策に基づき、アルミ産業への各種補助金が交付されており、鉄鋼における過剰生産能力問題と同様に、アルミについても、中国における生産能力の急拡大、過剰供給が問題となっている。

中国政府による補助金が、アルミ地金等の過剰供給をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定第5条等に違反する可能性がある。また、現行の補助金協定では捉えられない部分について、補助金委員会等で、問題解決のための議論が進められている。

我が国を含むG7は、2017年5月、G7タオルミーナ首脳コミュニケにおいて、鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取り組んでいくことにコミットした。また、2017年6月、経済産業省と中国商務部との次官級定期協議において、アルミ分野における過剰供給解消に向けた取組について議論し、2019年12月の同協議においても、アルミを含む各産業における補助金政策の透明性向上を要請するなど、中国政府と問題解決のための議論を行い、2016年10月、2017年4月、2019年11月の補助金委員会や、2018年の対中貿易政策審査会合（TPR）において、米国、EUとともに、補助金と過剰供給問題に関する議論を提起している。更に、2018年6月のG7シャルルボワ首脳コミュニケにおいても、アルミニウムなどの過剰能力を避ける緊急の必要性が指摘さ

れているほか、2019年1月に公表されたOECD調査報告書においても、中国等においてアルミ産業に多額の政府支援がなされ、競争条件が歪められている可能性が指摘されている。

我が国としては、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：サイバーセキュリティ法

中国政府は、2017年6月、「サイバーセキュリティ法」を施行した。本法では、ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性評価手続が定められるものと考えられるが、本法はTBT通報がなされておらず、WTO・TBT協定第2.9.2条に違反すると考えられる。なお、国家規格や業界規格の具体的な内容は法に規定がなく、どのような基準となるか不明であるが、当該規格が国際規格に基づかない場合は、TBT協定第2.4条に違反する可能性がある。更に、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定第2.2条、第5.1.2条に違反する可能性がある。

また、重要情報インフラ運営者に対し、中国国内で収集した個人情報及び重要データの国内保存義務、並びに、当該データの海外移転時の安全評価義務が規定されている。これにより、外国事業者が中国事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS第17条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。

法案段階より、日本のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書が提出され、上記懸念を表明していたが、日本政府等からの意見内容の多くが反映されないまま、2017年6月に施行された。その後、関連規則である個人情報と重要データ越境セキュリティ評価弁法や、サイバーセキュリティ等級保護条例等の草案がパブリックコメントにかかり、2019年5月には、サイバーセキュリティ審査弁法及びデータ安全管理弁法のパブリックコメントが開始され、同年6月には、個人情報の海外提供の安全評価弁法のパブリックコメントが開始されており、サイバーセキュリティ審査弁法については本年6月1日から施行されることが公表されている。しかしながら、本法及び関連規則がWTO協定に整合的であるかについて、依然として懸念が解消されていない。

我が国としては、引き続き、本法及び関連規則策定動向を注視するとともに、WTO・TBT委員会、サービス貿易理事会や二国間協議等の機会を捉えて中国に対し是正を促していく。

● 中国：AD措置の不適切な運用

中国政府は、1995年以降、2019年6月末までに284件のAD調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は52件であり、うち40件についてAD措置が発動された。2019年12月末時点、18件のAD課税が継続している。これは、国別に見た我が国に対するAD調査開始件数・措置発動件数としては、最大となっている。

中国のAD措置については、中国企業の経営の悪化が中国国内の過剰生産構造に起因すると考えられるにも関わらず、我が国からのダンピング輸出が原因で中国企業に損害が発生しているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定に整合

的でない点が見られる。

我が国は、不適切と思われるAD調査については、中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきており、また、中国のAD調査手続について同様の懸念を有する米国及びEUと、WTO紛争解決手続において互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、必要に応じて協力をしている。

我が国としては、引き続き、AD措置の不適切な運用について是正を働きかけていく。

● 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置

(鉄鋼・アルミニウム)

2018年米国は1962年通商拡大法第232条(Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962、以下「232条」)に基づき、日本からの輸入鉄鋼及びアルミニウムに対し、2018年3月より、それぞれ25%、10%の追加関税(従価税)を賦課している。米国は、韓国等いくつかの国に対し、追加関税を撤廃し(国別除外)、さらに、2019年5月、カナダ及びメキシコとの間でも追加関税を賦課しない合意に至った。国別除外のほか、米国企業からの申請を受け、①安全保障に影響がない製品、及び②米国で代替生産ができない製品と認められた場合、関税措置からの除外(製品除外)も認めている。

2020年1月には上記に加え、鉄鋼及びアルミニウムの派生製品(鉄鋼の釘、アルミのケーブルなど)に対し、同年2月よりそれぞれ25%、10%の追加関税を賦課した。背景理由として、上記の鉄鋼及びアルミニウムに対する232条措置を発動しているにもかかわらず、川下製品に加工してからの輸入が増え、232条措置で目的とした、米国内での設備稼働率80%以上が実現できていないことが挙げられた。

さらに、同年5月、変圧器用の薄板及び巻鉄心への232条調査も開始された。背景には、鉄鋼への232条措置により、変圧器向け方向性電磁鋼板(GOES)がカナダ、メキシコで加工され、薄板及び巻鉄心として米国に迂回輸入される例が増加していることが挙げられており、日本もGOESの生産国として言及されている。

譲許税率を超えた関税の引上げは、GATT第2条(関税譲許)に違反する可能性が高い。また、仮に数量制限(クオータ)が設定された場合には、GATT第11条(数量制限)に違反する可能性があり、セーフガード協定第11条(輸出自主規制等の禁止)にも違反する可能性もある。これに対し、米国は、232条に基づく措置は安全保障のためにとられているとして、GATT第21条(安全保障例外)を援用するが、本件措置が安全保障例外で正当化される措置と言えるのか疑義がある。

我が国は、同盟国である日本の鉄鋼やアルミの輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはないとして、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図るよう多様なレベルで働きかけを行っている。さらに、米国の鉄鋼・アルミへの232条措置のパネル審理にも第三国参加を行い、米国の両措置に対し、今後リバランス措置をとる権利を留保する旨のWTO通報を行っている。

2019年9月の日米共同声明において、鉄鋼及びアルミニウムの232条措置について「問題の早期解決に努める」ことを確認しており、今後とも米国政府に対して必要な働きかけを続けていく。

(自動車・自動車部品)

自動車・自動車部品については、2019年2月、商務長官から大統領への勧告を含む調査報告書が提出されたが、現在に至るまで公表はされていない。その後、5月17日の大統領布告により、EU、日本等からの自動車等の輸入に関しても、安全保障上の脅威があるとし、かかる安全保障上の脅威に対処するための合意を得るため、180日間の交渉を行うことを決定した。しかし、同年11月13日に当該判断期限が到来するも、措置決定はされていない。

2018年9月の日米共同声明で、「協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない」ことを確認した。さらに、2019年9月、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が合意に至ったことを踏まえ、「両協定の誠実な履行がなされている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認し、これは我が国の自動車・自動車部品に対しては、232条に基づく追加関税は課されない趣旨であることを首脳間で確認した。

なお、2018年11月、米国、カナダ及びメキシコがUSMCA協定へ署名し、同時に、通商拡大法第232条に基づき商務省が調査中の自動車等に関するサイドレターが、米墨及び米加の閣僚間で取り交わされた。サイドレターでは、仮に、米国が232条に基づき自動車等への輸入制限措置を発動した場合、墨及び加からの一定数量を下回る乗用車及び自動車部品とライトトラック全てには、232条を適用しない旨の合意がなされた。しかし、輸入制限措置は未だ発動されておらず、サイドレターでの合意内容がどのように実施、運用されていくかは依然不透明である。

米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等、数多くの日本企業が進出し、既存NAFTAを活用した企業活動を行っている。我が国としては、WTO協定が、輸出自主規制をとろうとしても、これをとるよう求めることも禁止していること(セーフガード協定11条)、また、関税割当等WTO協定上認められる場合を除き、数量制限を一般的に禁止している(GATT第11条)ことに留意し、USMCAのサイドレターが、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易に繋がらないか、実際の運用も含め、関連動向を見極めつつ、今後もその動向を注視していく。

(スポンジチタン)

2019年3月に調査が開始されたスポンジチタンについては、2019年11月、商務省が、スポンジチタンの安全保障上の脅威を認定し、輸入調整の措置は取らないよう勧告しつつ、輸入調整とは別の措置の方が効果的である可能性が高い旨助言した。大統領は、2020年2月、スポンジチタンの輸入による安保上の脅威があると同意し、輸入調整(追加関税等)ではなく、国防長官、商務長官に対し、作業部会(ワーキンググループ)を立ち上げるよう指示した。作業部会では、米国の緊急事態に国防・重要産業にスポンジチタンへのアクセスを確保するための措置に同意するため、輸入の約94%を占める日本に議論に参加させるよう指示している。

米国が輸入するスポンジチタンの大半が日本からの輸入品であるが、同盟国である日本の製品が、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ日本から輸出されるスポンジチタンは、品質管理が行き届いた信頼性の高いものであり、米国国内の供給不足を日本からの輸出が充足し、まさに米国の安全保障を支える素材となっている。今後の協議で同意される措置もWTO協定整合的であるべきである。

(移動式クレーン)

2020年5月、移動式クレーンの輸入に関する調査が開始された。232条に基づく輸入調整措置は、単に米国の市場を閉ざすのみならず、世界市場及び多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねないものである。同盟国たる日本からの輸入が米国の安全保障の脅威となることはなく、我が国としては、措置の回避および撤回のため、今後とも米国政府に対する働きかけを続けていく。

● 米国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日AD措置

AD協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD課税は原則5年間で失効（サンセット）すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2020年5月末現在、日本製品に対して17件のAD措置を課しているが、最長の措置は35年以上継続しており、6つの措置については20年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD措置のために他国製品を購入せざるを得ないと指摘もある。

このため、我が国は、日米経済対話や累次のWTO・AD委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。こうした取組もあり、2018年8月、35年以上継続されていた鉄鋼製品に対するAD措置がサンセット・レビューの結果、撤廃された。

我が国としては、引き続き、米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

(3) WTO勧告の早期履行等を求めていくもの

● 米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む）

米国は、AD手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定めるAD協定第2.4.2条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004年11月にWTO協定に基づく協議要請、2005年2月にパネル設置要請を行い、2007年1月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングのWTO協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012年2月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD 協定第 2.4.2 条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。

韓国及び中国は、ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託した（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) 及び米国 - 中国に対する AD 手續の手法・適用 (DS471)）。我が国は、両案件に第三国参加し、ゼロイングの使用は AD 協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) のパネル及び上級委、並びに米国 - 中国に対する AD 手續の手法・適用 (DS471) のパネル（本論点は上訴されず。）は我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。DS464 については、米国による DSB 勧告の履行のための期間（2017 年 12 月まで）が経過したことに伴い、2018 年 1 月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019 年 2 月の仲裁決定にて計 8,481 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。DS471 についても、履行期間（2018 年 8 月まで）の経過に伴い、中国が 2018 年 9 月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、2019 年 11 月の仲裁決定にて計 35 億 7913 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。

なお、米国 - カナダ産軟材 AD (DS534) に対するパネル報告書（2019 年 4 月公表）は、ターゲット・ダンピングが疑われる場面において、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現在の米国のゼロイング実務自体は AD 協定第 2.4.2 条に違反するとの判断を示している（カナダが上訴したため採択されていない）。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

● 韓国：空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置

韓国政府は、2014 年 2 月、韓国国内企業からの申請を受け、日本からの空気圧伝送用バルブに対する AD 調査を開始、2015 年 8 月に課税を開始した（「本件 AD 措置」）。

本件 AD 措置は、輸入品の国内品価格への影響（AD 協定第 3.1 条、第 3.2 条）等に関し説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係（AD 協定第 3.1 条、第 3.4 条及び第 3.5 条）の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示（AD 協定第 6.9 条）等の調査手続上の瑕疵もあり、AD 協定に違反する。

我が国は二国間の対話による解決を目指し、韓国政府に対して本件 AD 措置の撤廃を求めてきたが、解決に至らなかつたため、2016 年 3 月、WTO 協定に基づく二国間協議要請を行い、その協議結果を踏まえて同年 6 月、我が国は WTO に対しパネルでの審理を要請した

（翌月パネル設置）。パネル報告書（2018 年 4 月公表）は、韓国の措置が日本産輸入品と韓国国内産品との価格の同等性の検討を欠き、また国内産品の価格に与える影響を適切に認定していない（AD 協定第 3.1 条・3.5 条違反）と判断する等、我が国の核となる主張を認め、韓国に対し措置の是正を勧告した。他方、一部論点についての我が国の主張は認められないか、パネルの付託事項の範囲外であるとして、判断を回避されたため、我が国は、2018 年 5 月、上訴の申立てを行った。

上級委員会報告書（2019 年 9 月公表）は、日本の主張を容れ、パネルによる上記判断回

避けは不适当である旨確認したほか、日本産輸入品と韓国国内産品との価格の同等性の検討の欠如（AD 協定第 3.2 条）等、我が国の核となる主張を再度認め、韓国に対し措置の是正を勧告した。同上級委報告書は、同月、WTO 紛争解決機関（DSB）により採択され、翌月、韓国は同是正勧告を受け入れ、措置を是正する意思を表明した。

我が国は、引き続き韓国のは是正状況を注視し、韓国に対し、速やかに本件 AD 措置を完全に撤廃するよう求めていく。

● ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、自動車メーカー等に対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件として、国内での自動車部品の調達費用等に応じて「IPI クレジット」を与え、これによる IPI の減免（相殺）も可能とするなどの減税措置を導入、維持した。また、情報通信機器分野にでも、同様に、ローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、IPI を含む各種税金・負担金の大幅な減免を認めている措置を導入、維持している。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT 第 3 条（内国民待遇義務）等に違反する。

我が国は、2015 年 7 月、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請し、9 月にパネル設置を要請、同月パネルが設置された。本件については、我が国に先行して、2013 年 12 月、EU がブラジルに対して WTO 協定に基づく協議を要請、2014 年 12 月にパネルが設置されており、我が国は、EU と同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めてきた。

2018 年 12 月公表の上級委報告書では、日本・EU の主張が概ね認められ、自動車政策及び情報通信分野の税制恩典措置につき、内国民待遇義務違反、上記措置の一部については、禁止されるローカルコンテンツ補助金に該当するとのパネル報告書の認定が支持された。輸出企業に対する税制恩典措置については、禁止される輸出補助金に該当するとのパネル判断が覆されたものの、ブラジルに対して、WTO 協定に従って違反とされた措置の是正、禁止されるローカルコンテンツ補助金の遅滞なき廃止が勧告された。

我が国は、今後、同勧告に従い、措置が是正・撤廃されるよう注視するとともに、自動車政策に代わる、新たな措置（ROTA2030）の協定整合性についても注視していく。

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの

● 中国：外商投資法

中国政府は、2019 年 3 月、従来の外資投資に関する主要な法制度である外資三法（中外合资経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法）を廃止し、基本法として「外商投資法」を制定し、2020 年 1 月より施行している。本法の検討は 2015 年から進められていたが、中国政府による米中貿易摩擦への対応という面もあり、2018 年 12 月に、強制技術移転の禁止に関する規定案等を含む改正案ドラフトが公開され、全人代における短期間の審

議を経て成立に至った。

本法は、強制技術移転の禁止（22条）、市場参入前からの内国民待遇の付与（4条ほか）、政府調達において外資企業の中国産品を対等に扱うこと（16条）、自由な海外送金（21条）、外資企業の苦情解決メカニズムの構築（26条）等、従来の外国企業の懸念に応じ、外国企業の権利・利益保護に資する新規定が含まれている。一方、外商投資の安全審査制度の確立（35条等）や、他国の差別的措置への報復規定（40条）などについては、投資環境の安定性を損なうおそれがあり、運用次第ではWTO協定整合性も懸念される。また、法文自体は総則的な規定ぶりであり、実施細則が整備されていないことからも、同法に基づく措置の実際の内容や影響は、細則の規定を含む今後の運用を注視する必要がある。

我が国は、中国に対して、2019年4月の日中経済パートナーシップ協議などの場で、外国企業の権利・利益の保護に資する規定について、適切に適用され、地方政府も含めて運用が徹底されるよう求めると同時に、懸念のある規定をWTO協定整合的な内容にすることや、実施細則の整備による内容の明確化を求めている。我が国としては、引き続き、本法の施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

● 中国：輸出管理法案

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度を置いていたところ、2017年6月、通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法（出口管制法）の第1次草案を公表した。その後、第1次草案を修正した第2次草案が2019年12月に公表され2020年1月26日までパブコメを実施した。

具体的な規制対象品目リストが公表されていない等、制度の内容はまだ不明瞭であるが、①幅広い要素（経済、文化、社会、科学技術、資源等の安全を含む）を国家安全保障の対象と捉える中国の「総体国家安全観」に基づき、規制対象品目が厳密な安全保障以外の目的を考慮して過剰に設定されるおそれがある点、②輸出許可の申請書類として該非判断に必要な範囲を超えて技術開示が要求されるおそれが払拭できない点、③本法案からは他国の差別的な輸出規制に対して報復措置を講じうる旨の規定が削除されたものの、別途2019年6月、非商業的目的に基づいて中国企業に対する供給を停止・断絶する外国企業・団体・個人を信用性が低い組織としてリスト化する構想が発表されており、他国による輸出制限・禁止に対する報復措置として活用される可能性が残っている点等について注視が必要である。これらの点において、安全保障例外（GATT第21条）で正当化しうる範囲を超え、輸出入制限の禁止（GATT第11条）に違反する過剰な輸出規制にあたる可能性があり、運用によっては、我が国と中国の間の貿易・投資環境に大きな影響を与える恐れがある。

我が国は、中国に対して、2018年3月以降のWTO物品理事会、同年のWTOにおける対中国TPR、同年4月の日中ハイレベル経済対話、2019年4月の日中経済パートナーシップ協議、同年12月の経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等の場で、本法案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、法案審議や施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● ベトナム：輸入自動車認証制度

ベトナム政府は、2018年1月1日、自動車の生産、組み立て、輸入及び保証・保守サービス事業に関する条件を定める政令116号を施行した。これにより、ベトナムへ自動車を輸入する際、外国当局が発行する型式認可証を取得することや、輸入口ット（1船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査・安全品質検査を受けることなどが義務付けられた。

外国当局が発行する型式認可証は、輸入車に対してのみ取得が義務付けられているが、通常、外国当局が輸出車両向けに型式認証を発行する仕組みは、世界的にもほとんど見当たらない。したがって、輸入車は、実質的に取得が困難な型式認可証を求められていることから、国産車と比較して不利な状況となり、TBT協定第2.1条に違反する可能性がある。更に、輸入車に対してのみ、追加で外国当局の型式認可証の取得を求めることが、消費者保護や環境保護という目的達成のために必要な範囲と言えるか疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。また、政令116号により、輸入車は、輸入口ット（1船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査及び安全性検査を受けることが義務付けられたが、国産車については、一度受けた検査結果は、36か月間有効とされている。このことから、輸入車のみ検査頻度が大幅に多くなっており、国産車と比較して不利な状況となることから、TBT協定第5.1.1条に違反する可能性がある。

これまで、ベトナム日本国大使館からの口上書の発出、WTO・TBT委員会及び物品理事会での日本政府からの懸念表明、経産大臣からベトナム商工大臣への懸念伝達などの対応を行ってきたところ、2019年11月末に政令116号の改正案についてTBT通報がされ、2020年4月15日に施行されている。同改正により、これまで日本が懸念を表明してきた外国当局が発行する型式認可証や輸入口ット（1船）ごとの検査といった要件は削除されているものの、改正後の運用によっては、今後も企業のビジネスに影響を及ぼすおそれがある。

我が国としては、ベトナムの輸入自動車認証制度について、引き続き注視し、要すれば二国間・多国間協議の場において、ベトナム政府に対し、本認証制度の改善を求めていく。

● インド：シングルモード光ファイバーに対するSG措置

インド政府は2019年9月23日、シングルモード光ファイバーに対するセーフガード調査を開始。同年11月6日、仮決定文書を公表し、調査当局は200日間の暫定措置による25%の追加課税開始を勧告した。

セーフガードの発動要件である「事情の予見されない発展」の効果として輸入が増加した点を適切に認定した形跡がなく、協定整合性に疑義がある。また、2019年12月に上級委機能停止を受け、現在、上級委審理手続きが停止中の熱延コイルに対するセーフガード

(SG)措置のパネル報告書でも違反と認定された、「年平均化」(annualization)の調査手法を用いていることにも懸念がある。

我が国としては、WTOセーフガード委員会にて懸念表明済みであるが、引き続き、二国間・多国間協議の場において、インド政府に対し、WTO協定整合的な措置となるよう、働きかけを行う。

(参考2) 2019年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の1年間の進捗状況

国名	貿易政策・措置	進捗状況
中国	アルミ補助金	2019年12月、経済産業省と中国商務部との次官級定期協議において、アルミを含む各産業における補助金政策の透明性向上を要請した。2019年11月の補助金委員会において、米国、EUとともに、補助金と過剰供給問題に関する議論を提起した。
	サイバーセキュリティ法	2019年6月及び11月のTBT委員会及びサービス貿易理事会、2020年2月のTBT委員会において、サイバーセキュリティ法に対する懸念を引き続き表明。
	AD措置の不適切な制度・運用	不適切と思われるAD調査について、政府として公聴会で懸念を表明するとともに、政府意見書を提出して問題点を指摘。 2019年4月及び11月に行われたWTOのAD委員会において、不適切なAD調査の問題点を指摘。
	外商投資法	2019年4月の中日中経済パートナーシップ協議などの場で、外国企業の権利・利益の保護に資する規定について、適切に適用され、地方政府も含めて運用が徹底されるよう求めると同時に、懸念のある規定をWTO協定整合的な内容にすることや、実施細則の整備による内容の明確化を求めた。
	輸出管理法案	WTO物品理事会（2018年3月以降）、2019年4月の中日中経済パートナーシップ協議、同年12月の経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等において、法案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。
米国	1962年通商拡大法232条に基づく措置	2020年1月、232条措置の対象が鉄鋼及びアルミニウムの派生製品に拡大され、5月には、変圧器用の薄板及び巻鉄心及び移動式クレーンへの調査が開始された。我が国は、米国に対し措置の回避および撤回のため働きかけを続けていく。 スポンジチタンについては日米間で協議を実施することとなった。協議で合意される措置のWTO協定整合性を確保していく。
	サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置	年2回行われるWTO・AD委員会において問題点を指摘。

	<p>ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）</p>	<p>ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、韓国（DS464）及び中国（DS471）が米国の AD 措置を争い、我が国も米国の解釈を争って第三国参加。</p> <p>各パネル及び上級委は、かかるターゲット・ダンピングの認定に際してのゼロイングの適用についても、協定非整合とし、我が国の主張に整合する解釈をとっている。</p> <p>DS464 については、米国の勧告履行期間（2017 年 12 月まで）の経過に伴い、2018 年 1 月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019 年 2 月の仲裁決定にて計 8,481 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。DS471 についても、履行期間（2018 年 8 月まで）の経過に伴い、中国が 2018 年 9 月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、2019 年 11 月の仲裁決定にて計 35 億 7913 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。</p> <p>なお、2019 年 4 月に公表された米国 - カナダ産軟材 AD（DS534）に対するパネル報告書は、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現行の米国のゼロイング実務自体は AD 協定第 2.4.2 条に違反するとの判断が示された（カナダ上訴）。</p>
韓国	自国造船業に対する支援措置	2020 年 1 月に再度の協議を要請し、3 月に協議を実施した。
	ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）	2019 年 1 月パネル構成後、パネル審理が進行しているところ、パネル手続の中で、本件措置が AD 協定第 11.3 条に違反する旨主張し、本件措置の撤廃を求めている。
	空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置	上級委員会報告書（2019 年 9 月公表）は、日本の主張を容れ、パネルによる上記判断回避は不当である旨確認したほか、日本産輸入品と韓国国内産品との価格の同等性の検討の欠如（AD 協定第 3.2 条）等、我が国の核となる主張を再度認め、韓国に対し措置のは是正を勧告した。同上級委報告書は、同月、WTO 紛争解決機関（DSB）により採択され、翌月、韓国は同是正勧告を受け入れ、措置を是正する意思を表明した。

インド	ICT 製品に対する 関税措置	2019 年 5 月 WTO 協定に基づく二国間協議要請、2020 年 3 月パネル審理を要請。
	熱延コイルに対する セーフガード (SG) 措置	2019 年 12 月に上級委機能停止を受け、上級委審理手続きが停止。
ブラジル	自動車等に対する 内外差別的な税制 恩典措置	2019 年 12 月末に履行期限が到来し、2020 年 1 月の DSB 会合にてブラジルは完全な履行を宣言した。しかし、是正措置としてとられた法律は未施行であり、引き続き完全な履行を実施するよう求めていく。
ベトナム	輸入自動車認証制 度	ベトナム政府は 2019 年 11 月末に、政令 116 の改正案について TBT 通報し、2020 年 4 月 15 日に同改正が施行されている。同改正により、日本が懸念を表明していた要件が削除されるなど改善が見られるところ、今後は改正後の運用が、必要以上に貿易制限的な措置とならないように引き続き注視していく。

(参考3) 新型コロナウイルス感染症に関する各国措置とWTOルール

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大以降、世界各国で医療関連品の輸出規制や、影響を受ける産業支援のための支援措置など、様々な措置が講じられている。こうした措置は、その目的・手段の程度によっては、危機的な状況を乗り越えるための取り組みとしてWTOルールにおいても正当化されると考えられるが、危機的状況を言わば隠れ蓑にした過度な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤や市場機能が歪められてはならない。下記では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の措置とWTOルールとの関係について概観する。

ア 数量制限

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療用品等について、数量制限措置を講じている事例が見られる（4月23日のWTOの発表によると、80か国・地域が実施）。GATT第11条第1項では、数量制限の一般的禁止を定めている。これは、数量制限措置が、関税措置よりも自由貿易を歪曲する蓋然性の高い措置であることに鑑み一般的にこれを禁じたものであり、GATTの基本原則の一つである。もっとも、適用除外規定であるGATT11条2項

(a) の「輸出の禁止又は制限で、食糧その他輸出締約国にとって不可欠の產品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課する」措置や、例外・正当化事由規定である20条(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」等に該当する措置は、協定不整合にあたらぬ。この点、GATT11条2項(a)は、①產品の不可欠性、②物資不足が「危機的」であること、③措置の時限性等、20条(b)は、人命健康保護目的に対する措置の必要性等、それぞれ条件を規定している。新型コロナウイルス感染症対策のための数量制限措置（特に医療用品に関するもの）は、少なくとも問題状況が改善するまでの間は、11条2項(a)の厳しい条件を満たすものもありえよう。また、自国民の生命・健康の保護等の目的の重要性や、世界的な感染拡大により生命・健康保護に必要な物資が各国で不足している事情に鑑みて、20条(b)上の必要性要件を満たすとされるものもありうる。そのため、明らかに行き過ぎである措置でない限り、直ちに正当性を否定することが難しい一方、所謂グレーゾーンの措置が増加することも考えられることから、目的の正当性を隠れ蓑とした協定整合性のない措置が取られることもないよう、また必要以上に措置が継続しないよう、注視していく必要がある。

イ 関税

WTOルールは、数量制限を原則として禁止する一方で関税賦課を容認しつつ、加盟国が関税交渉を通じて、品目ごとに、関税率の上限を約束し、逐次その上限税率（譲許税率）を引き下げるこことによって、関税障壁を削減することを目指しており、GATT第2条は、加盟国に対して譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけている。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大という現下の危機においては、現時点では、本件治療に必要な医療物資について関税引き下げを実施しようとする動きは見られるが、反対方向のWTOルールに抵触するような関税引き上げは確認されていない。一方で、関税は代表的な貿易障壁であり、2008年のリーマンショック後の経済危機下においては、自国産業保護のために多くの国がこの引き上げを行った（2009年版不公正貿易報告書「経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応」参照）。今回も譲許税率の範囲で

はあるがこうした措置をとる国も出始めており、今後、現在の危機が経済危機としての性格を強めていった場合、リーマンショック後と同様にこうした国内産業保護を目的とした関税引き上げ実施の動きが広がることがないか、注視していく必要がある。

ウ 補助金措置

各国は新型コロナウイルス感染症による国内経済・企業への影響に対処するため、人の移動制限や経済活動の縮小に伴って被害を被った産業・企業に対する支援、主として中小零細企業の雇用維持・倒産回避のための支援、景気刺激策、政府出資や国有化による企業救済措置等、多くの支援措置が導入・検討がなされている。

補助金協定においては生命・健康の保護等の目的の措置を除外する規定が存在していないことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応のための緊急対応措置であっても、支援策の設計上、他国への悪影響を及ぼす場合には、補助金協定違反とされる可能性があるため、例えば危機対応に必要な程度を越える措置や、感染拡大収束後も継続してとられる措置などについては、注視が必要である。

また、リーマンショック後に各国で講じられた大規模な補助金が今日の過剰能力問題を生み出した遠因と考えられる点にも鑑み、各国の措置が過度に市場歪曲的となり、過剰能力問題に発展することがないよう、動向を注視することが必要である。

エ 投資制限措置

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に関し、健康の確保を含む重要産業の保護、また株安等の景気悪化局面における重要産業の外国企業からの買収リスクへの警戒から、投資スクリーニングの強化に向けた議論が各国で見られる。

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては既にGATSが外国投資を通じたサービス提供も規律している。すなわち、投資制限措置がサービス貿易に影響を及ぼし、かつ、措置国が当該サービスについてGATS上で一定の自由化を約束している場合は、当該約束に反する範囲で、市場アクセス制限禁止（GATS16条）や内外差別禁止（GATS17条）に違反する可能性が生じる。同協定は、GATS第14条に定める一般的例外（(a)号の公序維持に必要な措置や(b)号の人命・健康保護に必要な措置等）に該当する場合には措置を正当化することができ、深刻な感染症の流行への対応を目的としてなされる措置は、これらに該当するとの議論もありうる。また、投資協定においても、投資後の外国企業に対する内国民待遇義務や公正衡平待遇義務が一般的に保障されている。

こうした国際ルールとの整合性については、引き続き注視することが必要である。

オ 知的財産

知的財産制度は、発明等の知的財産を開発・創出した者に特許権のような一定の排他的（独占的）権利を付与することによって、知的創造活動へのインセンティブを与えることで当該知的創造活動を促進し、また、新たな技術・知識の研究開発に対する資源の効率的な活用を促して、知的財産に基づく経済発展や、イノベーションの基盤を提供することを目的とするものである。TRIPS協定は、こうした創造活動を促進し、また保護するためのルールを規定するものであり、公の秩序や第三者の利益等を考慮した特許の対象の例外（第27条第2項及び第3項）、与えられた権利の例外（第30条）及び安全保障例外（第73条）

も規定されている。

また、TRIPS 協定には、所定の条件の下、要すれば国が特許権者以外に実施を許諾することができる（第31条、第31条の2:所謂、強制実施許諾）も規定されており、国家的緊急事態においては、当該条件の一部が免除されることも規定されている。加えて、2001年の閣僚会議で採択されたドーハ宣言では、「公衆衛生の保護、特に医薬品へのアクセスを促進するという加盟国の権利を支持するような方法で、協定が解釈され実施され得るし、されるべきであること（パラ4）」、「各国は、強制実施許諾を認める権利及び当該強制実施許諾を認める理由を決定する自由を有していること（パラ5（b））」、「各国は、何が国家的緊急事態か決定する権利を有し、HIV/AIDS、結核、マラリアや他の感染症(epidemics)は国家的緊急事態に該当し得ること（パラ5（c））」が確認されている。

現時点では、特許による独占権が、新型コロナウイルス感染症の治療薬の入手の障害となっているとは認められず、知的財産権を不当に制限する具体的な動きは確認されていないが、緊急事態を名目に、TRIPS 協定が許容する範囲を超えて不当に知的財産を制限する措置を各国がとらないかについて、引き続き注視が必要である。

力 政府調達

新型コロナウイルス感染症の拡大の中、医薬・医療機器など特定產品の需要が急激に高まり、各國政府による当該物資の調達の動きも見られる。

政府による物品・サービスの購入は国際経済において相当の部分を占めているが、GATTのルール上は内国民待遇義務の例外とされている。（GATT 第3条第8項(a)）。しかし、政府調達の国際貿易に与える影響を鑑み、WTO 加盟国が任意で加入(47カ国・地域)する政府調達規定において、内国民待遇や最恵国待遇が規律されており、公平及び透明な調達手続が規定されている。ただ、政府調達においては、安全保障目的や特定産業の保護等の目的で国内産品優遇政策が行われることも多く、こうした内外差別的な政府調達は、内国民待遇義務等に抵触すると考えられる。また政策的にも、短期的には産業政策の目的達成のために一定の貢献が見られたとしても、長期的に見れば国際競争環境が歪められることとなり、また、ゆくゆくは自国産業への過度の保護により自国産業の弱体化にもつながり得る。また産業政策のツールとしては、生産補助金と比較して支援額等において透明性が弱いという問題を指摘できる。

同協定においては、一般的例外条項「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」（第3条2（b））、「公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置」（第3条2（a））があるが、各國による政府調達が、同協定の目的を損なわないか、他国企業の締め出し、自国製品優遇の奨励を通じて、保護主義的な措置とならないか、今後も動向を注視していく必要がある。

以上